

# 清掃業務等の委託契約に係る競争入札の参加資格の審査要領

昭和54年1月12日  
総務部財産総合管理課

この要領は、清掃業務等の委託契約に係る競争入札の参加資格等に関する要綱（昭和54年1月12日告示第41号）（以下「要綱」という。）第5条第1項の規定により、審査に必要な事項を定めるものとする。

## 1 審査事項

審査事項は次のとおりとする。

### (1) 契約実績

要綱第3条の規定に係る申請書の提出があった日（以下「申請日」という。）直前の事業年度2年間における宮崎県内の施設における契約実績の平均契約金額（その金額に千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）とする。

### (2) 自己資本額

申請日の直前の事業年度の決算（以下「直前決算」という。）における自己資本額（法人にあっては出資総額を含む資本金額。）に準備金、積立金及び繰越金の額を加えたものを、個人にあっては次年度繰越資本金の額をいう。ただし、当該金額に千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額とする。

### (3) 職員数

申請日の直前の月末現在において、宮崎県内において申請業務の作業に従事する常用職員のうち、社会保険加入者の数とする。

### (4) 流動比率

直前決算における流動資産の額を流動負債の額で除し、100を乗じて得た数値（その数値に1%未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた数値）とする。

### (5) 総資本経常利益率

直前決算における経常利益を直前決算における総資本の額（法人にあっては流動負債、固定負債、引当金、資本金、法定準備金及び剰余金の合計額を、個人にあっては流動負債、固定負債、引当金、純資本金、当該利益及び事業主勘定の合計額をいう。）で除し、100を乗じて得た数値（その数値に1%未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた数値）とする。

### (6) 自己資本比率

直前決算における自己資本額を総資本の額で除し、100を乗じて得た数値（その数値に1%未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた数値）とする。

### (7) 営業年数

申請日の直前の月末現在の申請業務の営業年数とする。

### (8) 技術職員数

申請日の直前の月末において法令等により資格を取得している者で宮崎県内に従事する常用職員の延人数とする。

### (9) 営業に関する登録

清掃業務において申請日の直前の月末現在における建築物における衛生的環境の確保に関する法律第12条の2第1項各号に規定する登録とする。

(10) 従事者研修実施状況

清掃業務において、申請日の直前の月末現在から過去2年間における従事者研修の実施状況とする。

(11) 雇用障がい者数

法定雇用義務がある場合は、公共職業安定所長に提出した障害者雇用状況報告書の⑫欄の数から同報告書の⑩の(二)欄の数に法定雇用率(0.025)を乗じて得た数(その数に1人未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた数)を控除した数(その数に1人未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた数)とする。法定雇用義務がない場合は、様式第9号に記載した雇用障がい者数とする。

(12) ISO取得

申請日の直前の月末現在の認証取得した登録の数とする。ただし、登録期限内の登録に限るものとする。

(13) 働きやすい職場環境の整備状況

申請日の直前の月末現在における以下の届出等の状況とする。

ア 育児休業制度に関する就業規則の定め及び労働基準監督署への届出

イ 次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)第13条の規定による認定

ウ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号。以下「女性活躍推進法」という。)第8条第1項に規定する一般事業主行動計画の策定及び労働基準監督署への届出(常時雇用する労働者の数が100人以下の者に限る。)

エ 女性活躍推進法第9条の規定による認定

オ 働きやすい職場「ひなたの極」認証制度実施要綱(平成30年2月1日定め)第5条の規定による認証

2 審査事項の評点

審査事項の評点は、1に規定する事項を審査し、別表第1及び別表第2によりそれぞれの審査事項を数値に換算して得た総合点数とする。

3 等級格付の基準

(1) 等級格付の基準は、次のとおりとする。

等 級	A	B
付与された数値の合計	65点以上	65点未満

(2) 次に掲げる者は、3の(1)の規定にかかわらず、B等級に格付けを行うものとする。

(ア) 登載しようとする名簿の前回及び前々回の名簿に登載された実績がない者

(イ) 名簿登録の取消処分を受けた後、名簿に登載された実績がない者

附 則

(施行期日)

この要領は、昭和54年1月12日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成7年1月3日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成19年2月9日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成20年9月19日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成24年9月28日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成26年9月25日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成30年9月27日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和3年9月29日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和6年9月30日から施行する。

## 清掃業務

## (1) 契約実績

次の算式により数値を算定する。ただし、小数点以下の端数は切り捨てる。

金額	2億円以上	1億円以上 2億円未満	5千万円以上 1億円未満	2千万円以上 5千万円未満	2千万円未満
算式	数値 = C	数値 = (契約実績 - A) ÷ B + C			
A	—	$10^8$	$5 \times 10^7$	$2 \times 10^7$	0
B	—	$2 \times 10^7$	$10^7$	$3 \times 10^6$	$10^6$
C	40	35	30	20	0

## (2) 自己資本額

金額	1千万円以上	7百万円以上 1千万円未満	4百万円以上 7百万円未満	2百万円以上 4百万円未満	2百万円未満
数値	5	4	3	2	1

## (3) 職員数

人数	40人以上	30人以上 40人未満	20人以上 30人未満	10人以上 20人未満	10人未満
数値	10	8	6	4	2

## (4) 流動比率

比率	150%以上	110%以上 150%未満	70%以上 110%未満	30%以上 70%未満	30%未満
数値	5	4	3	2	1

## (5) 総資本経常利益率

比率	8%以上	6%以上 8%未満	4%以上 6%未満	2%以上 4%未満	2%未満
数値	5	4	3	2	1

## (6) 自己資本比率

比率	35%以上	25%以上 35%未満	15%以上 25%未満	5%以上 15%未満	5%未満
数値	5	4	3	2	1

## (7) 営業年数

年数	20年以上	15年以上 20年未満	10年以上 15年未満	5年以上 10年未満	5年未満
数値	10	8	6	4	2

(8) 技術職員数 1

建築物環境衛生管理技術者、統括管理者、清掃作業監督者、  
ビルクリーニング技能士、空調給排水管理監督者

人数	15人以上	10人以上 15人未満	6人以上 10人未満	4人以上 6人未満	1人以上 4人未満	なし
数値	14	11	8	5	2	0

(9) 技術職員数 2

貯水槽清掃作業監督者、防除作業監督者、  
空気環境測定実施者、空気調和用ダクト清掃作業監督者、排水管清掃作業監督者

人数	15人以上	8人以上 15人未満	1人以上 8人未満	なし
数値	6	4	2	0

(10) 営業に関する登録（合計値とし、3を上限とする。）

人数	建設物環境衛生総合管理業	建築物清掃業	建築物空気環境測定業 建築物空気調和用ダクト清掃業 建築物飲料水水質検査業 建築物飲料水貯水槽清掃業 建築物排水管清掃業 建築物ねずみ昆虫等防除業
数値	2	1	1 (いずれかを登録の場合)

(11) 従事者研修実施状況

回数	過去2年で毎年1回以上	過去2年で1回	過去2年で実績なし
数値	2	1	-2

(12) 雇用障がい者数

区分	法定雇用義務がある場合	法定雇用義務がない場合
人数	法定雇用障害者数を超えて雇用している 場合、障がい者1名について	雇用している障がい者1名について
数値	2 ただし、6を上限とする。	2 ただし、6を上限とする。
人数	法定雇用障害者数に満たない場合、不足 している障がい者1名について	
数値	-2 ただし、-10を下限とする。	

(13) ISOの認証取得

件数	ISO9001又はISO14001の 認証取得1県について
数値	2 ただし、4を上限とする。

(14) 働きやすい職場環境の整備状況（合計値とし、3を上限とする。）

区分	育児休業制度を就業規則で定め、労働基準監督署への届出を行っている場合
数値	1
区分	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 次世代育成支援対策推進法第13条の規定による認定を受けている場合</li><li>・ 女性活躍推進法第8条第1項に規定する一般事業主行動計画を策定し、都道府県労働局長への届出を行っている場合（常時雇用する労働者の数が100人以下の事業主に限る。）</li><li>・ 女性活躍推進法第9条の規定による認定を受けている場合</li><li>・ 働きやすい職場「ひなたの極」認証制度実施要綱第5条の規定による認証を受けている場合</li></ul>
数値	2（いずれかに該当する場合）

## 警備保障業務

## (1) 契約実績

次の算式により数値を算定する。ただし、小数点以下の端数は切り捨てる。

金額	2億円以上	1億円以上 2億円未満	5千万円以上 1億円未満	2千万円以上 5千万円未満	2千万円未満
算式	数値 = C	数値 = (契約実績 - A) ÷ B + C			
A	—	$10^8$	$5 \times 10^7$	$2 \times 10^7$	0
B	—	$2 \times 10^7$	$10^7$	$3 \times 10^6$	$10^6$
C	40	35	30	20	0

## (2) 自己資本額

金額	1千万円以上	7百万円以上 1千万円未満	4百万円以上 7百万円未満	2百万円以上 4百万円未満	2百万円未満
数値	5	4	3	2	1

## (3) 職員数

人数	40人以上	30人以上 40人未満	20人以上 30人未満	10人以上 20人未満	10人未満
数値	10	8	6	4	2

## (4) 流動比率

比率	150%以上	110%以上 150%未満	70%以上 110%未満	30%以上 70%未満	30%未満
数値	5	4	3	2	1

## (5) 総資本経常利益率

比率	8%以上	6%以上 8%未満	4%以上 6%未満	2%以上 4%未満	2%未満
数値	5	4	3	2	1

## (6) 自己資本比率

比率	35%以上	25%以上 35%未満	15%以上 25%未満	5%以上 15%未満	5%未満
数値	5	4	3	2	1

## (7) 営業年数

年数	20年以上	15年以上 20年未満	10年以上 15年未満	5年以上 10年未満	5年未満
数値	10	8	6	4	2

## (8) 技術職員数 1

(警備員指導教育責任者・機械警備業務管理者)

人数	15人以上	10人以上 15人未満	6人以上 10人未満	4人以上 6人未満	1人以上 4人未満	なし
数値	13	11	9	7	5	0

## (9) 技術職員数 2

(施設警備業務1級・2級検定合格警備員)

人数	20人以上	15人以上	10人以上 15人未満	5人以上 10人未満	1人以上 5人未満	なし
数値	12	10	8	6	4	0

## (10) 雇用障がい者数

区分	法定雇用義務がある場合	法定雇用義務がない場合
人数	法定雇用障害者数を超えて雇用している場合、障がい者1名について	雇用している障がい者1名について
数値	2 ただし、6を上限とする。	2 ただし、6を上限とする。
人数	法定雇用障害者数に満たない場合、不足している障がい者1名について	
数値	-2 ただし、-10を下限とする。	

## (11) ISOの認証取得

件数	ISO9001又はISO14001の 認証取得1県について
数値	2 ただし、4を上限とする。

## (12) 働きやすい職場環境の整備状況 (合計値とし、3を上限とする。)

区分	育児休業制度を就業規則で定め、労働基準監督署への届出を行っている場合
数値	1
区分	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 次世代育成支援対策推進法第13条の規定による認定を受けている場合</li> <li>・ 女性活躍推進法第8条第1項に規定する一般事業主行動計画を策定し、都道府県労働局長への届出を行っている場合 (常時雇用する労働者の数が100人以下の事業主に限る。)</li> <li>・ 女性活躍推進法第9条の規定による認定を受けている場合</li> <li>・ 働きやすい職場「ひなたの極」認証制度実施要綱第5条の規定による認証を受けている場合</li> </ul>
数値	2 (いずれかに該当する場合)